

一九一〇年前後の男性工場労働者

— ヤマサ醤油工場の場合 —

谷 本 雅 之

一 はじめに

近代日本の工業発展をリードした綿紡績業や製糸業が、女性の工場労働に依存していたことは周知の事実であろう。いわゆる「産業革命」期の工場労働者数において、女性は男性を上回っていた。

一方、これら大工場の女性労働者の年齢構成が、若年期（一〇代（二〇代前半））に集中していたこともよく知られている。ライフコースの観点からみれば、女性が工場労働者であったのは、労働可能期間の一時期に限られていた。もちろん、これらの女性にとって、工場労働からの離脱が就業の停止を意味したわけではない。農家世帯に入れば、農作業や諸種の副業に従事することは常態であろうし、家族労働力に依存する部分の大きい都市「小経営」においても、女性は重要な働き手であった。¹しかしそこでの労働生活は、様々な留保はありうる

にせよ、総体としてみれば、所属する農家・小経営に埋め込まれたものであったと考えられる。これらの農家や都市小経営を労働力基盤とする産業発展を、筆者は工場制の形成に立脚する産業発展と区別される、「在来的経済発展」パターンと称している。²ライフコースの観点からみるならば、若年女性労働に依拠する工場制の発展は、ただちに在来的経済発展の基盤を掘り崩すものとなったわけではなかった。

では、世帯形成を機とした被雇用からの離脱が予定されていない男性の非農業・被雇用労働への就業者の増大は、「在来的経済発展」とは明確に異なる就業パターンを形成することになるだろうか。

官吏や教員、民間企業の水ワイトカラーといった、近代日本に現れた新たな階層——俸給生活者——においては、明確に、生涯にわたって非農業・被雇用を貫くライフコースが出現したといつてよい。大手炭

坑・鉱山や造船・軍工廠といった、大経営での現業労働者についても、そうしたライフコースの出現を見て取ることができる。³⁾

その一方で、農家の非後継ぎ男性労働力が、就業機会を非農業・被雇用に求めたとしても、それがそのまま、被雇用の世界の住人として、生涯を過ごすことに繋がったとは限らなかった。一九一〇年前後の東京市の事例では、被雇用就業者比率は年齢上昇とともに減少し、三〇代後半ともなれば、「業主」(「職業上業務ヲ主宰経営スル地位ニアルモノ」)を下回ることも少なくなかった。⁴⁾ここでは被雇用形態を、生涯を通じた唯一の就業形態とする認識は形成されていなかったと考えられる。

このように、男性の非農業・被雇用には、対照的な就業形態が含まれていたことが明らかとなっている。しかしまた、この両者によって、男性の非農業・被雇用の全体像を描き切ることに、問題が残っている。都市中小工業の族生が見られる東京市においても、中高年の被雇用労働者は、すでに第一次大戦期前に、明らかに層として存在した。しかしながら、これまでの大経営の研究で明らかにされてきた炭坑・鉱山固有の労働者組織や、職人の系譜を引く重工業熟練職工の存在は、それらの事例で見出されるライフコースを、その他の非農業・被雇用に当てはめることの困難さを窺わせる。量的にみても、これら大経営の雇用労働者数が、非農業・被雇用男性労働力総体に占める割合は限られていた。中等以上の学校歴を必要とした俸給生活者が、相対に限定された存在であったことも周知のことである。⁵⁾「小経営」

関連の就業者(業主・家族労働・徒弟)と大経営に働く工場・鉱山労働者。この両者の間に存在する男性非農業・被雇用の存在形態は、いまだ、解明の余地が多く残されているのではないだろうか。

本稿が、一九一〇年前後のヤマサ醤油を取り上げるのは、以上の問題意識に基づいている。千葉県海上郡の銚子地域には、当時、職工三〇人以上の醤油工場が五軒あり、野田町を中心とした東葛飾郡に次ぐ、醤油工場の集積地であった。そこで男性職工二〇〇人前後(日雇労働者を含む)が働くヤマサ醤油の工場は、明確に被雇用形態での就業の場であった。その雇用規模は、千葉県下において、女性職工中心の製糸工場を除けば、最大級の部類に入っている。⁶⁾本稿の課題は、ここでの就業の実態の一端を明らかにし、今後の議論の素材を提供することにある。

ヤマサ醤油の経営に関しては、同社所蔵の史料群を用いた共同研究が一九八〇年代後半になされており、労務関係の史実もかなりの程度明らかにされてきた。鈴木(吉田)ゆり子の論稿は、近世雇用労働史研究の文脈の上に、一八世紀末～明治前半期の雇用労働の実態を、様々な側面から論じている。大川裕嗣は、一九二〇年代の労使関係の再編の前提として、本稿を対象とする一九一〇年前後の労務事情―特に労働力編成と賃金制度―を検討した。また、渡辺信一の一九三四年の論稿は、出身農家との関係に視点を据えて実施したヤマサ醤油の職工調査の結果を紹介しており、本稿の関心とも重なるところがある。⁸⁾これらの成果に学びつつ、本稿では、ヤマサ醤油の職工が如何なる存

在形態にあつたのかを、一般に「産業革命期」とされる明治末期に関して見ていくこととしたい。

中心となる史料は、職工別に、氏名、年齢、住所、父兄名（世帯主ならば「戸主」と記載）、続柄、賃金（年給・月給・日給）、月別出勤日数、欠勤日数の記載がある『蔵方人員一覽表』と題された年次別の縦冊である。本稿では、一九〇八―一〇（明治四一―四三）および一九一―二（明治四五）年の四冊を用いた。明治四四年の冊子は残されていない。また最後の明治四五年のものについては、後述の理由から、利用には留保が必要である。このほか、明治四二年『蔵方貸借金元帳』と明治四四年『蔵方戸籍台帳』も、一部で援用した。なお、これらの史料は、先の大川論文でも用いられており、基本的なデータは紹介されている。本稿では、職工の存在形態に着目する視点から、史料のさらなる活用を図りたい。

二 一九一〇年前後のヤマサ醤油

はじめに、本稿で検討の対象とするヤマサ醤油について、簡単に触れておこう。¹⁰ ヤマサ醤油は、一七世紀末に、紀州（現和歌山県）広村の浜口儀兵衛家が下総（現千葉県）銚子ではじめた醤油事業である。銚子では、常総地方（茨城・千葉）の畑作地からの原料供給―大豆・小麦―と、利根川水運によって結ばれた近世最大の消費地・江戸の存在を背景に、醤油醸造経営の族生が見られたが、ヤマサ醤油は一八世紀後半から一九世紀前半に大きく生産を伸ばし、銚子の中でも、最有

力の位置を獲得した。幕末に一時、経営規模の停滞を見せているが、一八九〇年代に当主となった浜口梧洞（一〇代儀兵衛）の積極政策により、隣接工場の吸収合併と新蔵の建設が行なわれ、経営規模は大きく拡大する。二〇世紀初頭には、のちに野田醤油（キッコーマン）に結集する有力醸造家に伍して、全国でも有数の醤油醸造家となっていた。

一方、浜口梧洞の積極政策は、醤油業以外の多角的な経済活動の展開も伴っていた。醤油事業を営む千葉および出身地の和歌山で、地元企業家の事業活動への出資を敢行し、また、北海道への支店設置も試みている。しかし、これらの投資は十分な収益に繋がらず、そこに北海道での水産物投機の失敗が加わって、浜口儀兵衛家は急速に借入金への依存度を高めていく。ついに一九〇六（明治三九）年、浜口儀兵衛は醤油事業の売却を余儀なくされた。親戚筋で、東京日本橋で醤油問屋を営む浜口吉右衛門を中心に発足した浜口合名会社が、ヤマサ醤油を引き継いだ。本稿で対象とするのは、この浜口合名が、ヤマサ醤油の経営主となった時期にあたっている。¹¹

このように、二〇世紀に入ってから浜口儀兵衛家の経営は不安定であったが、醤油事業そのものは、好調に推移していた。造石高は拡大基調にあり、醤油事業の総資本利益率も、一八九四年から一九〇五年まで、一貫して一〇%を超えている。売却直前の一九〇四・五年には、同利益率は二〇%を超えた。¹² 表1にあるように、そのトレンドは、浜口合名期に入っても、基本的に継続していたといえる。実際、

表1 浜口合名会社期のヤマサ醤油

	製成石高 (石)	販売額 (円)	総資本利益率 (修正値)* (%)
1907(明治40)年	16,434	532,854	19.4
1908(明治41)年	17,107	526,486	12.5
1909(明治42)年	17,883	552,291	21.3
1910(明治43)年	18,542	598,689	27.6
1911(明治44)年	18,853	585,854	24.3
1912(明治45)年	19,228	593,403	20.7
1913(大正2)年	19,440	607,818	19.0

出所) 谷本雅之「銚子醤油醸造業の経営動向」(林玲子編『醤油醸造業史の研究』吉川弘文館、1990年)306・7頁。

注)*修正値は、醤油業経営に使用された資本額によって計ったもの。

経営自体は支配人以下、従来の体制をそのまま引き継いだものであった。製成石高は一貫して増加し、利益率(修正総資本利益率)の点でも、二〇%前後を維持していたといつてよい。本稿で扱っている、積極的な投資は行われていないが、醤油事業自体は好調に推移した時期で

あった。
この時期のヤマサの蔵働人(以下職工と記述する)⁽¹³⁾に関して、基本的なデータを示しておこう。表2によれば、4冊の『蔵方人員一覧表』に現れる蔵(工場)の職工はすべて男性であった⁽¹⁴⁾。彼らは、年給が設定された年単位の契約労働者と考えられる「証文蔵働人」⁽¹⁵⁾(以下、年給労働者と記述する)と、それ以外の労働者(その大半は「日雇蔵働人」⁽¹⁶⁾。以下、日雇労働者と記述する)に大別された。年給労働者は、人数では七〇%前後であるが、出勤日数では八五%を上回ってい

表2 ヤマサ醤油の蔵方職工

	1908年	1909年	1910年	1912年
名簿掲載職工数(人)	217	212	202	116
年給労働者(人)	148	141	139	93
出勤日数・全職工(日)	53,737	51,281	51,582	34,051
同上・年給労働者(日)	45,918	45,783	44,330	31,946
年給総額(円)	7,039	6,687	6,512	4,637
年給平均(円)	47.6	47.4	46.8	49.9
年給・最頻値(円)	54	54	51	55
上記人数(人)	65	73	77	54
最頻値より高額者(人)	4	4	5	1

出所) 各年『蔵方人員一覧表』

る。醤油労働は、基本的に年給労働者によって担われていたことが確認されよう。なお一九一二年の生産量は前年よりも増加したにもかかわらず(表1)同年の職工数は大幅な減少が見られた。この間、労働生産性を顕著に上昇させる施策—機械化の画期的進展など—の存在が確認されていないため、今のところ、この職工数の変動を合理的に理解することは難しい。本稿では、史料上の要因による見か

け上の変化の可能性も否定できないと考え、一九一二年データは、単独では用いなかった。この一九一二年データに関する史料的研究は、今後の課題である。

以下、同史料の集計結果をもとに、ヤマサ職工の存在形態についてみていくことにしよう。

三 ヤマサ職工の属性・労働条件・勤続と移動

(一) 属性―出身地・続柄・年齢

はじめに、職工の出身地域を見ていこう。『蔵方人員一覽表』記載の「住所」については、一般的に「本籍地」と「現住所」の二通りの可能性が考えられる。しかし、表3にあるように、住所記載の分布が明らかに通勤可能な範囲を超えた地域を含んでいること、また「年給労働者」の分布が、明治四四年『蔵方戸籍台帳』（傍点は筆者）の記載住所の分布とほぼ一致することから、本稿では、この住所は本籍地≠出身地を示すものと判断した。

表3によれば、四年分の『蔵方人員一覽表』に現れた年給労働者二一七名の七〇%が、のちに銚子市域を構成する四町村（本銚子町、銚子町、西銚子町、豊浦村。いずれも海上郡）の出身者であった。⁽¹⁾ ヤマサ醤油の所在地は、銚子町新生であるから、これらの地域は、ヤマサ醤油に最も近接する地域である。これに、海上郡下で比較的銚子に近い四ヶ村を加えれば、その比率は八五%に上った。茨城県鹿島郡も、利根川をはさんだ対岸にある。これと比べると、日雇労働者層の近隣地域の比率は四町村で五〇%強、海上郡下の四村を加えても三分の二であり、出身地は千葉県・茨城県内のより広範な地域に広がっている。千葉・茨城以外の府県を出身とする者も、八%を占めていた。年給労働者の出身世帯の、高い地理的凝集性が、改めて浮かび上がってくる。

ただし、これら近隣地域も、その内部はそれぞれに個性的な地域に

よって構成されていた。同表最右欄の一九〇九年の住民構成を見てみよう。最寄りの四町村では、銚子町で第一次産業従事戸数の比率が極めて低く、かつ比較的狭い地域に現住戸数一五〇〇戸以上の集住があり、最も「町場」の特徴を示している。これに対して豊浦村は、全戸の三分の二を農家が占める農村であった。西銚子町は、この豊浦村を上回る一次産業従事戸数比率を示すが、ここでは漁業従事戸数が農業従事戸数を上回り、漁業と農業の町であったことを示す。本銚子町は、漁業戸数が銚子地域の町村の中で最も多く、この地方の漁業の中心地であったことを物語るが、漁業以外の非一次産業に従事する世帯が多かった点も特徴的である。この四町村以外の地域は、農村地帯（一部は高神村のような漁村）と見てよいであろう。このような地域的特性は、『蔵方人員一覽表』では得られない職工の出身世帯に関する情報を、間接的に示しているともいえる。銚子町の出身者が、年給労働者の四分の一を占めた事実、町場の非一次産業従事世帯が、ヤマサ職工の重要な給源であったことを意味している。他方で、豊浦村以下、農家世帯から析出する労働者も少なくなかった。本銚子に関しては、漁業関係者と非一次産業従事者の双方の可能性があるが、高神村出身者の現住人口に比しての比率の低さに鑑みれば、非一次産業従事者を重く見た方がよいかもれない。この出身世帯の従事する産業の特性が、ヤマサ職工の性格に与える影響については、本項の後半で改めて触れたい。

次にヤマサ職工の属性として、表4から年齢と続柄を見てみよう

表3 ヤマザ職工の本籍地・出身地の分布

(%・人)

年次	1908・9・10・12年		1911年		安永3- 嘉永6 1774-1853		安政1- 明治26 1854-1893		1933年		1909年			
	① 年給労働者*	日産労働者*	計	計	年産人	年産人	出生地**	現住地**	⑤ 農業戸数比率	漁業戸数比率	農業・漁業計	現住戸数		
本銚子	13.4	13.8	13.6	14.2	3.2	5.2	14.8	23.1	12.4	33.2	45.6	2,993		
銚子	24.0	11.3	18.6	23.9	5.7	31.2	9.0	24.1	4.6	5.8	10.4	1,575		
西銚子	8.8	9.4	9.0	10.6	6.4	7.8	18.3	19.7	38.7	42.7	81.4	555		
豊浦	24.9	17.6	21.8	23.0	9.6	11.7	10.0	15.7	64.3	7.0	71.3	415		
最寄4町村・計	71.0	52.2	63.0	71.7	24.8	55.8	52.1	82.6						
高神	2.8	1.9	2.4	2.7	1.9	1.3	9.5	7.4	26.2	66.3	92.5	1,385		
海上	9.2	8.2	8.8	10.2	14.6	2.6	6.0	2.9	66.6	0.7	67.3	458		
舟木	0.0	1.3	0.5	0.0	0.6	0.0	5.2	2.4	78.0	10.8	88.8	490		
椎柴	3.2	1.9	2.7	3.1	1.9	0.0	4.5	2.4	88.5	4.0	92.5	471		
近隣4町村・計	15.2	13.2	14.4	15.9	19.1	3.9	25.2	15.1						
その他の海上郡域	4.1	3.8	4.0	4.9	29.3	22.1	5.1	0.9						
千葉県香取郡	2.3	5.0	3.5	1.3	0.6	1.3	4.3	0.5						
千葉県その他	1.8	5.7	3.5	2.7	0.0	0.0	3.6	0.9						
茨城県鹿嶋郡	3.2	6.3	4.5	2.2	4.5	6.5	3.8							
茨城県その他	1.4	5.7	3.2	0.4	0.0	0.0	1.5							
千葉・茨城以外の地域	0.9	8.2	4.0	0.9	0.0	0.0	4.4							
その他・計	13.8	34.6	22.6	12.4	56.1	40.3	22.7	2.3						
職工数・計	221	194	415	226	157	77	863	863						
内・出身地不明者	4	35	39											

出所) ①各年『蔵方人員一覧表』、②明治44年『蔵方戸籍台帳』、③鈴木(吉田)ゆり子、前掲論文、148頁、④渡辺信一、前掲論文、85・93頁、⑤明治42年『千葉県統計書』。
 注) *期間中、一年でも年給が設定されたものは、年給労働者とした。日産労働者はそれ以外の職工。

**調査結果には女性職工も存在するが、ここでは男性職工のみのデータ。各年の割合は、不明者を除外して算出している。

(一九〇九年)。年給労働者では、一〇代と二〇代で、全体の五〇％を占めていた。特に、一〇代後半から二〇代が、五年刻みの年齢区分で、最も人数の多い年齢層となっている。しかし、この特性は、日雇労働者においてさらに顕著であった。二〇代前半だけで全体の三〇％、一〇～二〇代あわせれば七〇％以上を占めている。これに比すれば年給労働者の年齢構成の特徴は、むしろ三〇代以上が、全体の半数を占めたことにあつたといえる。三〇代前半から六〇代まで、年給労働者は切れ目無く分布しており、四〇代前半が一二％、五〇代以上も全体の一五％を占めていた。ヤマサ醤油では、中高年の男性労働者は、決して例外的な存在ではなかつたのである。

職工の続柄は、この年齢分布を反映したものとなつていた。年給労働者で最も多い分類が「戸主」であつたが、それには中高年層の存在が大きい。三〇代後半以降、最も多い「続柄」が「戸主」となるからである。別言するならば、この年齢になつたヤマサの職工は、家督相続によつて、あるいは出身世帯からの「独立」を通じて、世帯主＝「戸主」の位置を得た者によつて主に構成されてきたといえる。同年齢層で「戸主」とその他のカテゴリーが同時に存在したことは、次三男の「独立」＝戸主化には、年齢以外の要因、すなわち婚姻が契機となつていたことを窺わせる。少なくとも、出身世帯の非跡継者＝次三男・弟が、独身のまま高齢まで年給労働者として従事することは、稀なケースに属するといえよう。比較的高齢の「長男」についても、直系家族の形態をとる近代日本では家督相続以前に婚姻関係を形成す

ることが多いので、すでに配偶者を獲得している可能性が高い。すなわち、ヤマサ醤油に年給労働者として就業することは、世帯形成の可能性を十分に備えていたのである。ただし後述のように、それは必ずしもヤマサ醤油の賃金が、世帯形成に足るだけの水準であつたことを意味するわけではないことにも留意しておこう。

兄弟順位については、年給労働者では「長男以外(次男以下と弟)」が「長男」の一・八倍の人数に上つた。⁽¹⁸⁾ 長子単独相続の慣行を前提に考えられるとすれば、農家を典型とする小経営(自営業)世帯の非跡継ぎ男性労働力が、ヤマサ工場の年給労働者の給源となつてきたことがまず想定されよう。ただし「長男」も、相当の人数を数えることに注目しておきたい。「長男」の存在には、二通りの解釈がある。一つは、出身世帯の世帯主の「家業」の継承を、その世帯が放棄する(あるいは長男がそれを拒否する)ケースである。ここでは、ヤマサ工場への年給労働者としての就業が、「家業」よりも高く評価されたことになる。もう一方の解釈は、「家業」とヤマサでの就業を組み合わせていたケースである。就業日数の少ない日雇労働者において長男比率が高いこと―長男は長男以外とほぼ同数―は、この二番目の解釈に整合的である。日雇労働を「家業」の所得を補完するものとして位置づけることは、家業継承者の長男の戦略として合理的とみられるからである。逆に、後述のように就業日数の非常に多い年給労働者の場合、第一の解釈が適合的な面が強いであろう。ただし、若年時にはヤマサで就業し、後に家業を継承することが一般に見られるとする

表4 1909年の年給者・日雇の年齢分布

満年齢(歳)	〔年給労働者〕										〔日雇労働者〕									
	計	父*	戸主	長男	次男以下	弟	息子・養子	寄留	孫	不明	(人)	計	戸主	長男	次男以下	弟	息子・養子	不明	(人)	
70-	1	1									1	1								
60-	6	2	4								1									
55-59	5		5								1	1								
50-54	11		11								1	1								
45-49	8		7	1																
40-44	19		15		1	2	1				1	1								
35-39	11		8	2			1				1	1		1						
30-34	15		6	2	6		1				2	2	1	1	1					
25-29	21		5	3	8	4	1				4	4	2	2	1					
20-24	24		3	8	10	2		1			8	8	4	4	3				1	
15-19	29			12	13	1			1	1	4	4				2	1	1	1	
10-14	7				5				1		3	3		1	1	1	1		1	
不明	2				1					1	10	1	1	1	1	1			7	
計	159	3	64	29	44	9	4	1	2	2	36	6	10	5	4				9	
	(年齢分布) (年齢別の続柄比率)										(年齢分布) (年齢別の続柄比率)									
70-	0.6	100.0									3.8	100.0								
60-	3.8	33.3	66.7																	
55-59	3.2		100.0								3.8	100.0								
50-54	7.6		91.7			8.3					3.8	100.0								
45-49	5.1		87.5	12.5																
40-44	12.0		78.9		5.3	10.5	5.3				3.8	100.0								
35-39	7.0		72.7	18.2			9.1				3.8		100.0							
30-34	9.5		40.0	13.3	40.0		6.7				7.7		50.0		50.0					
25-29	13.3		23.8	14.3	38.1	19.0	4.8				15.4	25.0	50.0	25.0						
20-24	15.2		12.5	33.3	41.7	8.3		4.2			30.8		57.1	42.9						
15-19	18.4			42.9	46.4	3.6			3.6		15.4				66.7	33.3				
10-14	4.4			14.3	71.4					14.3	11.5		33.3	33.3		33.3				
不明																				
計	100.0	1.9	40.8	18.5	28.0	5.7	3.1	0.6	1.3		100.0	22.2	37.0	18.5	14.8				7.4	

出所) 明治42年『蔵方人員一覽表』

注) *養父を含む。

ならば、年給労働も、時間軸の上では、家業と補充関係にあったといえるかもしれない。

以上の点を、出身の地域性と続柄・年齢の組み合わせから窺ってみよう。表5（四ヶ年のデータ）①に見られるように、年給労働者の続柄は、最寄の四町村間で大きく異なっていた。本銚子および銚子町で、戸主比率が五〇％を超えているのに対して、西銚子では一〇％、豊浦町でも三〇％強に留まっている。この大きな差異は、即事的には年齢分布の相違に起因していた。同表②にあるように、戸主比率の高い二つの町の出身者は、他の二町村よりも平均年齢が高く、三〇代半ばである。これに対して、西銚子・豊浦は、二〇代後半を推移していた。この四町村以外の平均値は、三〇歳を前後しており、明らかに後者に近い。

平均年齢ほどクリアーではないが、「長男」・「長男以外」比率に関しても、同様の相違が見出される。表示のように、本銚子・銚子では「長男以外」は「長男」の二倍の人数に上った。一方、豊浦は二倍を切っており、その他の地域はさらに両者の人数が接近している。西銚子が本銚子に近い点は異なるが、大まかに言って、「長男以外」比率の差異の方向は、平均年齢のそれと一致していたといえるだろう。年給労働者は、本銚子・銚子とそれ以外の出身者との間で、その属性に差異があった可能性が浮かび上がってくる。前述のように、本銚子・銚子が非一次産業戸数の多い町場であったことに鑑みれば、それは、町場出身者と非町場

表5 年給労働者の続柄と出身地（1908-10、12年）

①

町 村 名	職工数 (人)	(出身地別・続柄比率) (%)							
		戸主	長男	次三男以下・弟	父*	養子	孫	寄留	甥
本銚子	29	65.5	6.9	24.1		3.4			
銚子	52	51.9	13.5	26.9	5.8			1.9	
西銚子	19	10.5	21.1	68.4					
豊浦	54	31.5	22.2	38.9		5.6	1.9		
海上郡近隣4村	33	21.2	24.2	36.4	9.1	3.0	3.0	3.0	
その他海上郡	9	25.0	25.0	37.5					12.5
その他の千葉・茨城	19	44.4	27.8	22.2	5.6				
その他府県	2		50.0	50.0					

②

平均年齢	(歳)				
	1908年	1909年	1910年	1911年	1912年
本銚子	36.4	36.4	35.1	35.9	48.3
銚子	34.8	36.4	38.6	41.2	30.0
西銚子	27.9	28.1	27.6	28.1	25.9
豊浦	28.7	27.8	28.2	28.0	38.5
その他の千葉・茨城	29.2	29.2	31.3	34.0	33.7
その他府県	30.3	32.4	33.0	28.5	27.7

出所) 各年『蔵方人員一覧表』、明治44年『蔵方戸籍台帳』。

注) ①は、続柄判明者のみ。*は養父を含む。

出身者の相違とみることができよう。推論を交えるならば、その差異は、以下の行動パターンの相違を反映したものであったと解釈される。

町場の非一次産業従事世帯の次三男は、被雇用労働の就業先を求め、中高年に至っても、そこでの就業を継続することになる。ヤマサ醤油の年給労働は、その受け皿であった。また長男の被雇用労働への就業が相対的に少ないことは、町場であっても、長男には継承すべき「家業」が存在したことを示している。他方、非町場の出身者は、中高年に至るまでに、被雇用労働の就業をやめることも多かった。非町場においてむしろ長男比率が高いことを考えれば、出身農家などへの回帰が一定数、存在したことが予想される。農村出身の年給労働者の一定数は、被雇用労働をそのライフコースの中で、一期間の就業形態として位置付けていたのではないか。別言するならば、一貫して被雇用労働へ就業する労働者が生まれるのは、まずは非一次産業集積地としての町場であり、かつその給源の中心は、「家業」を継承しない、非跡継ぎ層だったのである。

先の表³は、この町場出身者の存在が、幕末・明治初期に遡れることを示している。すでに鈴木（吉田）ゆり子が指摘しているように、ヤマサ醤油の年季奉公人の給源は、海上郡下の農村部から、一九世紀半ば以降、後の本銚子や銚子町となる地域へと移行していった。一九一〇年前後の町場出身者の存在は、そのトレンドの延長線上に位置づけることができる。戦間期ヤマサ醤油の経営拡大は、雇用労働者数を

急増させたが、渡辺信一の示した一九三三年の出身地分布によれば、四町村の比率は五〇%を維持していた。町場を中心に据えつつ、農村部へと労働給源を拡大することで、労働需要の増大に対処していたといえよう。⁽¹⁹⁾ 町場の存在、すなわち非一次産業従業世帯の集積が、恒常的・安定的な男性被雇用労働供給の基盤をなしたと考えられるのである。

(2) 労働条件―出勤と賃金

表6に明らかのように、年給労働者の出勤日数は極めて多かった。一九〇九年の場合、三六五日すべて出勤したとされるのが全体の一七・六%、三四〇日以上出勤者は七割に上っている。他方で、一割弱の二〇〇日を切る労働者（一三人）は、その四分の三（一〇人）が年内に退職していた。ヤマサへの就業を継続しながら、欠勤の多い断続的な就業行動をとる労働者数は、その範囲を出勤日数・三四〇日以下（後述の年給カットの対象になりうる出勤日数）の者すべてとした場合でも、全体の一六%（二三人）に留まっている。ヤマサ醤油の年給労働者は、年間を通じて勤務するのが常態であったといえよう。

もっとも、この出勤行動は、経営側の与えるインセンティブに促されている面も指摘しておくべきであろう。大川裕嗣の紹介する史料によれば、⁽²⁰⁾ 明治四四年度には、年給五四円のところ、「骨折」＝賞与として、「年中ノ欠勤一二日以内」のものには四円、加えて無欠勤者に五円、五日以内の欠勤は三円、一〇日以内は二円が与えられることに

表6 ヤマサ職工の出勤状況(1909年)

(%)

出勤日数	年給労働者				日雇労働者	
	出勤日数 分布計	(内訳)			出勤日数 分布計	(内訳) 翌年雇用継続
		年給減額	翌年雇用継続	退職・中途採用など*		
365	17.6		100.0			
361-364	16.2		100.0		4.7	50.0
356-360	16.9		100.0		4.7	
351-355	9.2		92.3			
341-350	9.9		85.7		2.3	
321-340	10.6	53.3	60.0			
301-320	5.6	100.0	75.0		4.7	50.0
201-300	4.9	85.7	71.4	14.3	4.7	
101-200	5.6	12.5	25.0	75.0	39.5	58.8
-100	3.5	20.0	20.0	80.0	39.5	47.1
	100.0	16.9	83.8	7.7	100.0	58.1

出所) 明治42・43年『蔵方人員一覧表』。

注) *中途採用とは、1909年11、12月に出勤の記録があり、翌1910年に年給労働者となっていたもの。本表の年給労働者は、1909年の『蔵方人員一覧表』記載者で、1909年または1910年に年給が設定されている者。

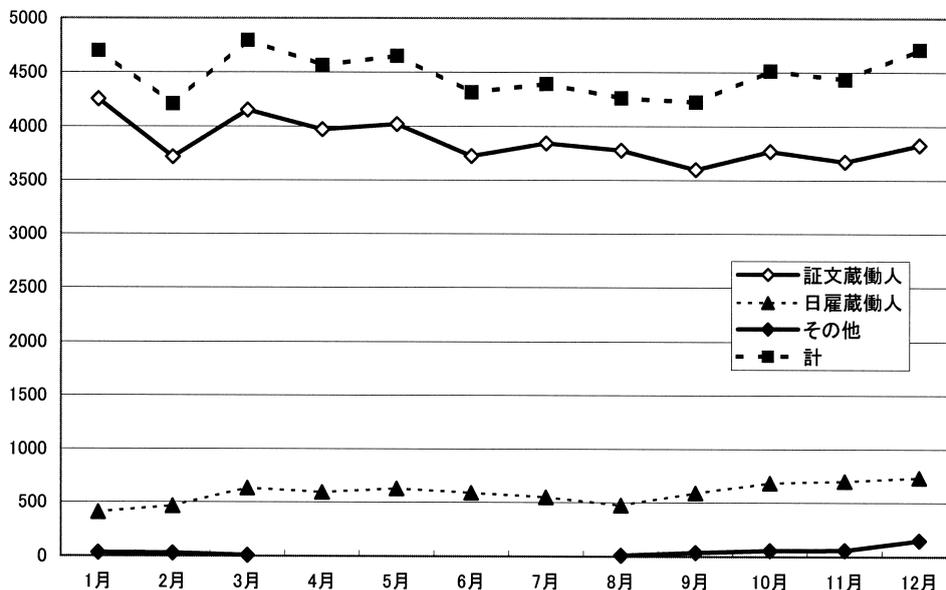
なっていた。一方、二四日以内の欠勤は「容赦」するが、それ以上は「日割引」の対象となる。実際、表にあるように、「事故・病氣」によって出勤日数が三四〇日以下の者には、当初定められた年給以下の支払いがなされないケースが見られるようになった。平均して月二回の欠勤は年給の範囲内にあり、月一回以下の欠勤日数が賞与の対象となっていたのである。

このように経営側は、出勤日数に応じた賞与支給と賃金カットによって、年給労働者の出勤を促し、労働者もそれに対応する行動をとっていた。出勤日数は、経営側はかなり厳格に把握・管理されていたといえる。しかし日々の勤務時間については、様相を異にしていたらしい。夜明けから仕事を初め、朝食前に作業の三分の一を終えるのが通常であったというが、作業の都合によって開始時間はそれぞれの作業者によって異なっており、作業者は定められた一日分の仕事を終えれば、帰宅することができたという。午後一時〜三時に入浴を終え、そのあと「各自内職に行く習慣あり」というから、勤務時間は特に長かったわけではない。拘束日数の多さと、一日の拘束時間の可変性が、ヤマサ醤油における年給労働者の労働過程の特徴をなしていた。⁽²⁾なお、年給五四円は、前半期二四・三円、後半期二九・七円と計算されている。日数を勘案すれば、後半期の一日当たり賃金は、前半期の一・二倍となるので、勤務時間の季節的な変動も想定される。

一方、日雇人の八〇%近くは、出勤日数が二〇〇日以下であり、年給労働者とは対照的である。図1にあるように、日雇労働には一定の

図1 ヤマサ職工の月別出勤状況

職工1人1日=1日



出所) 明治42年『蔵方人員一覧表』、明治42年『蔵方貸借金元帳』。

注) その他は『蔵方貸借金元帳』記載の証文蔵働人(年給労働者)・日雇蔵働人(日雇労働者)以外で『蔵方人員一覧表』記載の者。

季節性が認められるが、特にある時期に集中していたわけではなかったから、年間を通じた労働需要の一部を、パートタイムの日雇労働者が、交代で担っていたということであろう。ただし、少数ではあるが、フルタイムに近い出勤日数の日雇労働者が存在したことも指摘しておきたい。

次に賃金についてみよう。この時期の年給労働者の賃金が、同一水準への集中が見られること、例外的な高賃金取得者は、このころの機械化によって新たに生まれた職種(圧搾工程の長、火夫)と考えられることは、すでに大川論文によって指摘されている⁽²²⁾。実際、表7の一九〇九年のケースでも、年給五四円の者が全体の半数を占めていた。ここでは、年齢との関連に着目したい。まず、年給五四円の者が現れるのは二一歳以上の年齢層で、一〇代では年給五四円の者は一人もいなかった。一〇代前半の年給は二〇円以下の低水準で、一〇代後半に年齢上昇とほぼパラレルに上昇し、二二歳で五四円に達するのである。この間を広い意味での技能形成期間とすれば、賃金は技能獲得とともに上昇をみせたと考えられる。しかし二一歳で年給五四円に達した以降は、特別な職種を除いて、賃金の上昇は見られなかった。二〇代後半から四〇代の終わりまで、一般労働者の年給五四円への集中度は、七〇〜八〇%に達している。そして五〇代以降、五四円を下回る労働者の割合が増加した。技能形成期の一〇代と、体力の衰えが想定される五〇代以降に相対的な低賃金に格付けされるものが多く、それ以外の中核的年齢層では、七割以上の労働者が、年給五四円に格付け

一九一〇年前後の男性工場労働者

表7 年給労働者の年齢と年給額 (1909年)

年齢(歳) \ 年給(円)	10-14	15-19	20-24	25-29	30	36	40-44	45-49	50-53	54	55-(内訳・円)	計 (人)	集中度 (%)
13	1	1										2	
14	1	2	1		1							5	
15		2	1	2								5	
16			2	3	4	1						10	
17						1		1				2	
18						2	1					3	
19						1	1	1				3	
20							1	1	4			6	
21								1		2		3	66.7
22-24								1	3	8		12	66.7
25-29									4	13	3 (70,73,80)	20	65.0
30-34								1	1	11		13	84.6
35-39									3	8		11	72.7
40-44							2	1		12	1 (70)	16	75.0
45-49									1	4	1 (55)	6	66.7
50-54								1	3	6		10	60.0
55-59							1		1	3		5	60.0
60-							2	1		3		6	50.0
	2	5	4	5	5	5	8	9	20	70	5	138	50.7

出所) 明治42年『蔵方人員一覽表』

されていたのである。前述のように賃金は、出勤日数による割り増し
ないしは減額の操作が行われていたので、この中核的一般労働者間の
賃金の差異は、ひとえに出勤状況の相違によって定まっていたといえ
る。

では、二〇代後半以降の年給労働者で、年給額五四円を下回る労働
者は、どのような特性があったのだろうか。ここでは勤続年数との関
連をみよう。表8―①にあるように、年給五四円層は、それ以外と比
べて平均勤続年数が長い。年齢別に比べても、三五―三九歳以外は、
年給五四円層の平均勤続年数は五三円以下層を上回っているし、三五
―三九歳についても、勤続一年の一名を除けば、五三円以下層
の平均勤続年数は三年となる。表8―②に見られるように、五三円以
下層には例外的に勤続一〇年を超える労働者が二名いるが、八〇%は
勤続年数五年以内であった。七〇%が勤続年数五年を超えている五四
円層との差異は明らかであろう。相対的に賃金率の低い労働者の特性
の一つとして、短い勤続年数が挙げられるのである。勿論このこと
は、賃金が勤続年数とともに上昇する、いわゆる年功賃金であったこ
とを意味するわけではない。先に見たように、中核労働者の年給は五
四円に張り付いており、例外的に高賃率な者も、必ずしも勤続年数が
長かったわけではなかった。しかし、年給五四円の評価を受けるため
には、勤続年数は一定の意味をもったといえよう。

では、この年給賃金の水準―年給五四円+ α ―は、他職種との比較
では、どのようなものだったろうか。表9には、同年のヤマサ醤油の

表8 年給労働者の勤続・年齢と年給（1908年）

①

年齢（満年齢）	年給53円以下		年給54円		年給55円以上	
	人数（人）	平均勤続年数（年）	人数（人）	平均勤続年数（年）	人数（人）	平均勤続年数（年）
70-	1	4.0				
60-	2	2.5	1	36.0		
55-59	1	1.0	3	20.3		
50-54	2	9.0	6	15.2		
45-49			2	12.0	1	1.0
40-44	1	1.0	5	7.0	1	1.0
35-39	4	5.0	3	3.7		
30-34			6	9.8		
25-29	6	5.0	10	7.4	3	11.0
計	17	4.6	36	10.9	5	5.0

②

年給	勤続年数							計
	1年	2年	3年	4・5年	6-10年	11-15年	16年-	
55円以上	2		1		1	1		5
54円	1	2	4	4	10	10	5	36
53円以下	3	1	1	8	2	2		17
計	6	3	6	12	13	13	5	58

出所) 明治41年『蔵方人員一覧表』、明治44年『蔵方戸籍台帳』。

注) 勤続年数は、『蔵方戸籍台帳』の各人の「入蔵年月」をもとに算出した。

表9 ヤマサにおける日給と年給の比較
(1909年) (人)

日雇賃金(銭)	七月迄(212日)	八月以降(153日)
32.80	1	
17.00		2
16.99		6
16.34		2
14.70		9
13.42		2
13.40		1
13.20	5	
13.15	1	
13.07		6
10-12銭	24	4
10銭未満	5	7
計	36	39
年給	前半期(181日)	後半期(184日)
54円	13.7銭(日給換算値)	16.44銭(日給換算値)

出所) 明治42年『蔵方人員一覧表』

日雇賃金が掲げてある。過半の日雇人は、年給五四円の日割賃金を下回っていた。繁忙期となる八月以降には、日雇人の賃金率が高い場合も少なくないが、先に見た割増賃金(最大で九円、年給の二割増し)を含めれば、日雇賃金が、年給労働者のそれを上回ることが少なかったであろう。²³⁾しかし、その差は隔絶としたものではなく、三四〇日を下回る出勤日数であれば、日雇人の賃金率が年給者のそれを上回るとも稀ではなかった。

醤油業以外の職種については、同年の『千葉県統計書』所収の賃金データ(諸雇賃銭・銚子町の分)を参照しよう。表10によれば、ヤマサ醤油の年給五四円は、年雇の農業労働者の年給や、年給換算した下男の賃金(一五円)を上回っている。しかし、その他の職種の日給水

準との比較では、ヤマサの年給労働者の賃金率は明確に低いことになる。このことは、職人的熟練を要する建具職や鋳物師だけではなく、日雇人夫についても当てはまった。先の表9に見られるように、ヤマサの年給は最大の割増賃金を加えても、日給換算で〇・二円を下回るからである。ヤマサ醤油の貨幣賃金水準が、銚子町において、むしろ低い部類であったことをまず確認しておこう。²⁴⁾

では、貨幣以外の現物給付についてはどうか。ヤマサ醤油での食事の供給について、元支配人の川島豊吉は、「食事は総て店より支給し店主、支配人、店員及び職工に至る迄何れも皆甲乙なく一様にして、米七分麦三分の混合の主食にて之に配する副食物としては朝夕は味噌汁と漬物とす。三日目毎に昼食に何等かの総菜を給することとす」と述べている。ヤマサ醤油が、「三食ともに供給していた」とくであるが、前述の退勤時間(午後早い時間)や、「戸主」の存在に鑑みて、この言をそのまま受け取ることは出来ない。そこで出勤数と食事数を

表10 銚子町の男性賃金(3月・普通賃銭)

職種	賃金形態	金額(円)	現物給付
農作年雇	年給	35.00	衣食を給す
下男	月給	1.25	食を給す
鋳物師	日給	0.50	食を給す
建具職	日給	0.45	食を給す
大工	日給	0.42	食を給す
桶職	日給	0.38	食を給す
農作日雇	日給	0.30	食を給す
日雇人夫	日給	0.30	食を給す

出所) 明治42年『千葉県統計書』「諸雇賃銭」の項。

対比してみよう。表11によれば、ヤマサ醤油は一人一日の出勤当たり、一・五食前後を支給していたことになる。繁忙期の年の後半には、一人当たりの食事回数が増えていたことも確認できる。従って、ヤマサ醤油の現物（食事）給付の水準は、川島が言うほどではないにしろ、昼食のみの供給が想定される他の職種に比して、高かったことが考えられる。ヤマサ醤油側の計算によれば、一食あたりの経費は、〇・一一三円（一九〇四年）であった。⁽²⁶⁾一・五食とすれば、〇・一七円弱となる。これを、最大平均日給換算値〇・一七三円（六三三円／三六五日）に加算すれば、日給（現物支給込みの換算値）は〇・三四円程度となり、『千葉県統計書』の「諸工場」の項目で、ヤマサ醤油職工の「一人一日ノ賃銭」とされている〇・三三二円に近いものとなった。現物支給分を勘案するならば、ヤマサ醤油の賃金水準は、他の銚子町の賃金に対して、特別の低水準とする必要は無いであ

表11 職工一日当たりの食事数（1910年実績値）

(回)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
推計①	1.43	1.47	1.53	1.47	1.51	1.52	1.48	1.55	1.60	1.55	1.55	1.28
推計②	1.36	1.41	1.50	1.45	1.52	1.55	1.59	1.67	1.71	1.67	1.73	1.44

出所) 明治43年『蔵方人員一覧表』および明治43年の『食費人員帳』。

注) 推計①は、蔵の食事数+日雇臨時用食事数を、『蔵方人員一覧表』記載の全出勤日数で除した値。推計②は、蔵の食事数を、年給労働者の出勤総日数で除した値。

ろう。しかしそれでも、ヤマサ醤油は、銚子町における雇用規模最大の工場でありながら、相対的高賃金を供する就業の場ではなかった⁽²⁷⁾のである。

(3) 勤続と移動

先の表8—②に示されているように、一九〇八年当初に在籍した年給労働者で、勤続年数が判明する五八名のうち、一八名が勤続一年以上、六—一〇年も一三名をかぞえた。この時期の年給労働者は、ヤマサ醤油に長く勤務するものが相当数存在したことが窺える。しかし一方で、表8—①にあるように、平均勤続年数は、四〇代に至るまで、必ずしも年齢に応じて増加していない。入職後、そのままヤマサ醤油に留まることが一般的だったともいえないのである。以下では、労働者の移動について、もう少し立ち入って見て行こう。

表12—①は、年給労働者・日雇労働者別に、ヤマサ醤油からの年間退去率を算出している。日雇労働者の退去率（当年に日雇労働者として働いた者のうち、翌年の名簿に現れない者の比率）は兩年ともに七〇%弱に上り、当年にヤマサで働く日雇人の三分の二は、翌年姿を見せないことが分かる。これに対して、年給労働者の退去率（年初に在籍し、翌年に名簿に現れない者の比率）は二〇・八%、一五・一%で、日雇労働者に比して大幅に低い。この時期の年給労働者の雇用契約は一年間であったから⁽²⁸⁾、八割前後の労働者は、翌年も雇用契約を結んでいたのである。一九〇八年初には在籍せず、一九〇九年初に

表12 ヤマサ職工の一年当たり退出处

	年初在籍*	翌年継続	退出	退出处
1908-09				
年給労働者・計	149	118	31	20.8
日雇労働者・計	47	15	32	68.1
翌年継続雇用		18		
1909-10				
年給労働者・計	139	118	21	15.1
日雇労働者・計	40	13	27	67.5
翌年年給労働者として継続		16		

注) *日雇労働者は年中に勤務実績のある者。

② 年給労働者の年齢別退出处
(1908・1909年のデータの合計)

年齢(歳)	年初在籍	翌年継続	退出	退出处
70-	2	2	0	0.0
60-	8	8	0	0.0
55-59	10	9	1	10.0
50-54	21	19	2	9.5
45-49	13	11	2	15.4
40-44	29	26	3	10.3
35-39	25	21	4	16.0
30-34	27	19	8	29.6
25-29	50	42	8	16.0
20-24	42	29	13	31.0
15-19	44	37	7	15.9
10-14	14	11	3	21.4
不明	2	1	1	50.0
計	287	235	52	18.1

出所) 明治41・42・43年『蔵方人員一覧表』。

表13 ヤマサ醤油入職時の年齢(年給労働者)

入職年齢 (歳)	1908年在籍者		1909年初出者	
	(人)	(%)	(人)	(%)
60-69	2	2.5	1	4.3
55-59	2	2.5		0.0
50-54	2	2.5	1	4.3
45-49	2	2.5	1	4.3
40-44	6	7.4	3	13.0
35-39	10	12.3	1	4.3
30-34	5	6.2	2	8.7
25-29	8	9.9	2	8.7
20-24	15	18.5	3	13.0
15-19	21	25.9	6	26.1
10-14	8	9.9	3	13.0
計	81	100.0	23	100.0

出所) 明治41・42年『蔵方人員一覧表』、明治44年『蔵方戸籍台帳』。

注) 1908年在籍者の入職年齢は、『蔵方戸籍台帳』の入職年データをもとに算出。

ヤマサ醤油の年給労働者となった五八名のうち、一九一〇年に再契約をしなかったものは六名。全体の一〇・三%である。入職後一年で退出することは、ヤマサの年給労働者にとって、明らかに少数派の行動であった。

ただし、年齢層による退出处の差異は小さくない。表12①によれば、三五歳以上の年齢層では、いずれも平均以下の退出处であるのに対して、それ以下の年齢層は、平均を上回ることが多かった。特に、二〇代前半と三〇代前半の退出处は、三〇%前後に上った。中高年齢は、若い層よりも退出处が小さく、定着的であったことがまず指摘さ

れる。また若い層でも一〇代後半と二〇代後半の退出处は平均を下回っており、年齢によって退出处にムラがある点にも留意しておく。

以上の退出处データに対して、ヤマサ醤油への入職年齢についてまとめたのが表13である。ヤマサへの入職者が最も多い年齢層は、両年のデータともに一〇代後半であった。修行期間をヤマサ醤油で過ごす者が多かったことが窺われるし、一九〇八年在籍者で一〇代後半の入職者には、一〇代の入職から一貫してヤマサ醤油に在籍している労働者も含まれていた。しかし、この若年入職者の割合は、一〇—一四歳層

表14 1908年初在籍年給者の退職状況（1908年時点の年齢別）

(人)

	1908年初	1909	1910	年次を置いて継続
70-	1	1	1	
60-69	3	3	3	
55-59	5	4	4	
50-54	11	10	9	
45-49	7	5	5	
40-44	13	12	10	
35-39	14	11	9	
30-34	14	9	8	1
25-29	30	24	22	1
20-24	21	12	11	
15-19	21	19	14	
10-14	7	6	6	1
不明	1	1	0	
計	148	117	102	

(指数)

70-	100	100	100
60-69	100	100	100
55-59	100	80	80
50-54	100	91	82
45-49	100	71	71
40-44	100	92	77
35-39	100	79	64
30-34	100	64	57
25-29	100	80	73
20-24	100	57	52
15-19	100	90	67
10-14	100	86	86
不明	100	100	0
計	100	79	69

出所) 明治41・42・43年『蔵方人員一覧表』。

ヤマサへの入職者も多いから、この年代は醤油業経営間での移動が多い時期と考えられる。その期間に、経営内に留まった者ないしはヤマサ醤油に入職した者の多くは、三〇代半ばまで、ヤマサ醤油に勤続する。三〇代後半から四〇代前半にかけて、再び労働者の移動の多い時期に入る。この時期に、ヤマサに入職するものも稀ではない。ただし、移動のベクトルは、退職

を加えても、四〇%に満たなかった。ヤマサ醤油への入職の過半は、二〇代以降に、一人前の醤油醸造工として入職する者で占められていたのである。その中には、四〇代後半以降の入職者も稀ではない。入職の山は、二〇代前半と三五―四四歳の辺りに観察され、先の退職年齢ともおおよそ共通していた。

表14には、一九〇八年初の在籍年給労働者の、翌年および翌々年への年齢別残存率（年齢区分は一九〇八年）を示してある。一九〇八年在籍者は、全体で一九〇九年に七九%、一九一〇年には六九%の人数になった。しかし、五〇代以降は退出した者は二割以下である。減り

方の大きいのは、三〇代前半と二〇代前半で、ともに一九〇九年にかけての減少率が高かった。年齢別のデータは、サンプル数が少ない場合があるので、微妙な差異を取り上げて議論することは避けなければならない。しかし上述のデータからは、概略、以下のような醤油醸造工の行動パターンが読み取れるのではないだろうか。すなわち、一〇代でヤマサ醤油に入職し、入職後早い時期に起こりがちな不適応―ドロップアウト―を免れた者は、「修行」期間をヤマサ醤油で過ごす。二〇代前半に一人前になると、ヤマサ醤油外へ移動するものが増えてくる。この年齢層での

の方向のほつが強かった。その時期を過ぎれば、ヤマサ生え抜きも三〇代以降の入職者も共に、ヤマサ醤油に定着することになるのである。

四 結びにかえて

以上の検討結果から、ヤマサ醤油職工の存在形態の特徴をまとめて、本稿を結びたい。

ヤマサ醤油の職工は、若年層から中高年齢まで、年齢層は幅広く分布していた。労働者の出身地は、町場の非一次産業従事世帯と農家・漁家といった一次産業従事世帯の二つのタイプがあつたが、前者の方が中高年齢までヤマサ醤油に勤務する傾向が強かつた。ここから、被雇用形態での現業労働を一貫した就業形態とするライフコースの出現は、町場の形成を基盤としていたことが窺われる。逆に言えば、農村出身の労働力には、被雇用形態からの離脱を図る傾向が比較的強く存在したように思われる。三〇代における経営外への移動者の山は、この反映といえるかもしれない。³⁰⁾

もつとも、労働者としてのライフコースの出現は、一経営への長期勤続の成立とはイコールではなかつた。一〇代での修行期間を過ぎ、一人前の職工となる二〇代前半には、経営外へと移動する者が少なくない。二〇代以降の入職者も多いから、経営間の労働移動はかなり一般的であつたといえよう。しかし、中年になると経営内への定着は進行し、移動は減少する。ヤマサ醤油への長期勤続者も、一定数存在

した。この比較的安定した中高年齢の存在が、新たなライフコースの定着を印象付けている。しかしかれらの賃金水準は、高いものではなかつた。二〇代以降、年給額は年齢・勤続に関わらず一定であり、出勤日数のみが可変性を付与している。そのため労働者の年間出勤日数は、三五〇日を越えるケースが過半を占めた。賃金水準自体、現物給付を勘案して、ようやく他の職種と接近する程度に留まるものだったのである。

この相対的低賃金と、世帯形成を伴うフルタイム労働者の出現。本稿からは、この二点が、明治末期のヤマサ職工の特徴として浮かび上がってくる。ではこの二点は、どのように併存することになるのか。この点の解明が、ヤマサ職工の存在形態を考察する上での、次の課題であろう。³¹⁾ ヤマサの事例を、より一般化する作業とともに、今後の検討に委ねたい。³²⁾

(付記) ヤマサ醤油株式会社文書の閲覧に当たっては、同社庶務係・栗林美佐子氏に大変お世話になつた。末筆ながら、厚く御礼申し上げます。

- (1) 谷本雅之「近代日本の女性労働と『小経営』」(氏家幹人・桜井由幾・谷本雅之・長野ひろ子編『日本近代国家の成立とジェンダー』柏書房、二〇〇三年)。
- (2) 谷本雅之「日本における在来的経済発展と織物業」(名古屋大学出版会、一九九八年)。
- (3) 代表的な研究として、兵藤剣「日本における労資関係の展開」(東京大学出版会、一九七一年)、西成田豊「近代日本労資関係史の研究」(東京大学出版会、一九八八年)、二村一夫『足尾暴動の史的分析』(東京大学出版会、一九八八年)、荻野喜弘『筑豊炭鉱労資関係史』(九州大学出版会、一九九三年)、中西洋『日本近代化の基礎過程』下巻(東京大学出版会、二〇〇三年)などが念頭にあり。
- (4) 谷本雅之「近代日本の都市『小経営』——『東京市市勢調査』を素材として」(中村隆英・藤井信幸編『都市化と在来産業』日本経済評論社、二〇〇二年)。
- (5) 明治四十二年『千葉県統計書』「諸工場」の項による。
- (6) 鈴木(吉田)ゆり子『醤油醸造業における雇用労働』(林玲子編『醤油醸造業史の研究』吉川弘文館、一九九〇年)。
- (7) 大川裕嗣「在来産業の近代化と労使関係の再編(一)(二)」(『東京大学』『社会科学研究』四二巻六号、四三巻二号、一九九一年)。
- (8) 渡辺信一「小都市工業に対する地元農家経済圏の労働力補給状況」(『東京大学』『経済学論集』四巻六号、一九三四年)。
- (9) 加えて、最近の菅野滋樹による学会報告は、戦間期のヤマサ醤油の労使関係について、経営史料の分析に基づき、新たな論点の提起を試みている(二〇〇二年度土地制度史学会秋季学術大会・自由論題報告)。
- (10) 以下でも触れるように、経営形態の変化に伴い、醤油事業を営む主体の正式名称には変化があるが、本稿では、醤油事業そのものは一貫してヤマサ醤油と記している。なお、本節のヤマサ醤油の経営動向に関する記述は、谷本雅之「銚子醤油醸造業の経営動向」(林玲子編、前掲書)による。
- (11) なお浜口儀兵衛家は、一九一五(大正三)年に、浜口合名から醤油事業を買い戻したので、ヤマサ醤油はそれ以降、浜口儀兵衛家の個人事業に復した。一九二八年に企業形態は株式会社に改組されるが、株式の八〇%強を浜口儀兵衛家が所有しており、個人企業的色彩は継続している。
- (12) 前掲、谷本雅之「銚子醤油醸造業の経営動向」、二七九頁。
- (13) 「蔵勘人」には、「杜氏」は含まれていない。また、事務・管理部門は「店方」と呼ばれ、蔵方とは区別されていた。
- (14) ちなみに、明治四十二年『千葉県統計書』では、浜口合名会社で「直接作業ニ従事スル者」は男性一五七人、女性ゼロである。
- (15) 明治四十二年『蔵方貸借金元帳』の中での表現による。次の「日雇蔵働人」も同じ。
- (16) 年度中途に雇われたため、『蔵方人員一覧表』には年給の記載がなく翌年に年給労働者となる者は、以下の集計では日雇労働者と区別した。
- (17) 一九三三年に、この四町村の合併によって銚子市が誕生している。
- (18) 跡継ぎは結婚後も戸主と同居し、戸主の死亡の後に戸主となるとすれば、長男↓戸主は、長男以外↓戸主よりも遅れる可能性がある。その場合には、続柄として長男比率が実際よりも高く現れることになる。しかし一方で、次男以下が結婚後に戸主と同居することは通例ではないので、次男以下の結婚年齢が高まり、その分、戸主となるタイミングが遅れることも考えられる。ここでは、双方の要因が相殺され、長男・長男以外比率に大きな史料的不偏性は含まれないとしたが、今後、これらの点について、統計的な研究の必要がある。
- (19) 第一次大戦期から戦間期のヤマサ醤油の経営拡大については、前掲、谷本雅之「銚子醤油醸造業の経営動向」および花井俊介「三蔵協定戦後のヤマサ醤油」(林玲子編、前掲書)を参照。なお、渡辺が指摘するように、一九三三年には銚子町出身者の比重は落ちている。町場

における商工業の展開が、次三男に対しても被雇用労働への労働供給に阻害的に働いていることが想定され、興味深い。

(20) 大川裕嗣、前掲論文(一)、六八頁。

(21) 川島豊吉述『ヤマサ醤油に関する思い出話』(一九四七年)四―五頁。大川裕嗣、前掲論文(一)、四六頁も参照。

(22) 大川裕嗣、前掲論文(一)、五七―六〇頁。

(23) 日給三二・八銭で、七月までに一八九日出勤した日雇労働者がいたが、何等かの技能をもつ例外的存在と思われる。

(24) 明治四二年『千葉県統計書』の「諸雇賃銭」の項目には、「醤油醸造工の賃金も挙げられており、月給で五・五円、条件として「食を給す」とされていた(三・九月とも同じ)。この賃金は、ヤマサ醤油の年給五四円に、最大の割増賃九円を加えた金額を少し上回っていた。ただし、この金額でも、平均日割賃金は〇・二円を下回っている。

(25) 前掲『ヤマサ醤油に関する思い出話』三頁。

(26) 内訳は、米八・七二銭、麦〇・五四銭、その他二・〇三銭である。

明治三七年『食事人数・食事平均帳』による。

(27) 明治四二年『千葉県統計書』「諸工場」に記載のある他の工場で、「職工一人一日ノ賃銭」が〇・四円を超えるケースも少なくなかった。

(28) 前掲、大川裕嗣論文(一)、六四―六九頁。

(29) 一〇代後半の入職者のうち、一九〇八年時点の年齢が二〇代後半のもの四名、三〇代前半は二名、五〇代前半も一名含まれていた。

(30) ちなみに、一九〇八年と一九〇九年のデータを合計し、三〇歳以上の退職者と雇用継続者を比較すると、退職者の出身地は町場(銚子・本銚子)が四五%(九人/二〇人)、継続者ではそれが五三・九%(六二人/一一〇五人)であった。

(31) 聞き書きでは職工の「内職」が指摘されているが、その実態について、踏み込んだ検討はなされていない(前掲『ヤマサ醤油に関する思い出話』六頁。前掲、大川裕嗣論文(一)、四六頁も参照)。

(32) 菅野滋樹、前掲学会報告は、戦間期が対象であるが、この論点に関する考察を含んでいる。